

令和6年度第1回

札幌市男女共同参画審議会

議 事 録

札幌市男女共同参画審議会

令和6年度第1回札幌市男女共同参画審議会

- 1 日 時 2024年6月27日（木）午後5時30分から午後6時53分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 12階 2・3号会議室
- 3 出席者 会 長：木脇奈智子
委 員：瀧澤佳実、竹腰暁子、平井照枝、谷内政昭、
山口裕一（50音順・敬称略）
事務局：男女共同参画室長、男女共同参画課長ほか
- 4 議 題
 - （1）（仮称）共生社会推進条例の制定検討等について
 - （2）男女共同参画課における取組等について（報告）
 - ア DV対策・困難を抱える女性支援関係
 - イ 性的マイノリティ支援関係
 - ウ 男女がともに活躍できる環境づくり応援関係

1. 開 会

○木協会長 定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回札幌市男女共同参画審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局から、本日の出席状況の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（石崎推進係長） それでは、本日の会議の出席状況をご報告いたします。

札幌市男女共同参画審議会規則により、会議は委員の過半数の出席が必要とされております。

本日は、委員10名中6名の方がご出席されていますので、会議が成立していますことをご報告いたします。

次に、本日の会議資料を確認いたします。

会議次第の後に、資料1-1の（仮称）共生社会推進条例の制定検討について、資料1-2の（仮称）共生社会推進条例の骨子案作成に当たっての基本的な考え方、資料1-3の（仮称）共生社会推進条例の骨子案、資料2-1のDV対策推進関係、資料2-2の困難を抱える女性支援関係、資料3の性的マイノリティ支援関係、資料4-1の男女がともに活躍できる環境づくり応援関係、資料4-2のワーク・ライフ・バランスplus認証制度チラシ、資料4-3のワーク・ライフ・バランスplus認証取得企業アンケートとなります。

一式、そろっておりますでしょうか。

出席状況の報告と配付資料の確認は以上でございます。

○木協会長 ありがとうございます。

続いて、事務局から、田口男女共同参画室長より、一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田口男女共同参画室長 皆さん、お疲れさまでございます。男女共同参画室長の田口でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、一日も終わりに近く、お疲れのところにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の会議では、まず、札幌市が現在制定に向けて準備を行っております（仮称）共生社会推進条例について、所管部局のまちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室から説明をさせていただきます。その後、男女共同参画課における現状や今年度の取組についてのご報告、ご説明をさせていただきたいと思っております。

さて、先日、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数が発表されたことは、皆様も報道でご承知かと思っております。日本は146カ国中118位と世界の中でも低い順位となっております。主要7カ国では最下位、東アジア・太平洋地域でも、18カ国中17位と限りなく底辺の状態でございます。

このジェンダーギャップ指数は、教育、健康、政治、経済の4分野にわたって評価をさ

れているのですけれども、特に政治や経済につきましては、男女格差が顕著であることが日本の課題であると認識しているところでございます。

国におきましても、女性活躍に係る施策を多方面で進めているところですが、当室といたしましても他部局と連携しながら進めていく必要があると改めて感じたところでございます。

政治や経済という分野になりますと、本市の施策がなかなか直結しづらい部分もあろうかと考えておりますが、我々の取組が各分野の基礎や土台になっているという意識を持ちながら、その重要性をしっかりと認識して引き続き頑張っていきたいと考えております。

今回も、委員の皆様におかれましては、各議題につきましてそれぞれのお立場から活発なご意見やご指摘をいただければ大変ありがたく思います。

はなはだ簡単ではございますが、開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木脇会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局において4月1日付で人事異動があったとのことですので、ご紹介をお願いいたします。

○事務局（青田男女共同参画課長） 改めまして、4月に着任いたしました男女共同参画課長の青田でございます。日頃、皆様には大変お世話になっております。

今年度も引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（空橋調査担当係長） 同じく、4月に着任いたしました調査担当係長の空橋と申します。私は、性的マイノリティ関係の施策全般と人権啓発関係を担当しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木脇会長 ありがとうございました。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

○木脇会長 それでは議題に入りたいと思います。

まず、（仮称）共生社会推進条例の制定検討等についてです。

この議題の説明のために、前回に引き続き所管のまちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室の方々がお越しになっています。

それでは説明をお願いいたします。

○ユニバーサル推進室（松原推進担当課長） ユニバーサル推進室推進担当課長の松原と申します。今日はよろしくお願い申し上げます。

具体の説明に先立ちまして、まずは、本日、このようなお時間を頂戴できますことに心から感謝を申し上げたいと思います。

後ほど触れますけれども、本条例につきましては、昨年11月に設置した有識者会議のユ

ユニバーサル推進検討委員会を中心に、今年度内での制定を目標にして現在検討を進めているというところでございます。

一方で、共生社会を実現するためには、市役所のみならず、市民、事業者が一体となった取組を進めていくということが大変重要だと考えております。そのため、本条例の検討過程におきましても、いわゆる当事者も含む多様な皆様の声を伺うことが大変重要と考えており、必要不可欠と思っております。

こうした意見聴取の一環といたしまして、本日の皆様をはじめ、関係分野に知見を有する附属機関の委員の皆様から、その専門知識や日頃の活動を通じた多様な視点からご意見を頂戴したいと考えまして、お時間を頂戴しているところでございます。

本日は、資料1-1から資料1-3に基づきまして、共生社会推進条例の検討過程と、これまでにユニバーサル推進検討委員会でごいただいたご意見を基にして取りまとめた条例の骨子案等につきましてご説明させていただきたいと思っております。

本条例の制定は、全ての市民を当事者とする「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」（共生社会）の実現に向けた取組として、その核となる取組の一つと認識しておりますので、男女共同参画に係る現況等も踏まえながら、皆様のご知見を賜りたく存じます。どうぞよろしくお願いたします。

改めまして、まず、資料1-1をご覧ください。

こちらは、共生社会推進条例の制定過程に係る概要をまとめた資料になります。

本会議におきましては、今年の1月に一度お邪魔させていただいた際に、1の条例の制定の背景・課題や、条例の制定目的等につきましてご説明させていただきましたので、本日はこれらの詳細な説明は省略させていただきたいと思っておりますけれども、資料右上の2の条例の制定目的等の3点目の下線部に記載のとおり、本市としましては、本条例の制定目的を、共生社会の実現の推進に関し、基本理念を定めるほか、市の責務や市民、事業者の関わり方、役割を明らかにするとともに、市が推進していく各施策の基本事項を定めることなどにより、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めていくこととしているところでございます。

こうした制定目的から、本条例は、何らかの規制を定めるいわゆる規制条例ではなく、基本理念等を定める理念条例とする想定でございます。誰もが共生することができる社会の実現を目指すためのよりどころとなるような条例としたいと考えております。

では、資料右下の3の検討スケジュールについてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、本条例の検討は、昨年11月に設置しました札幌市ユニバーサル推進検討委員会を中心に検討を進めてまいりました。その上で、去る3月には、これまでの検討委員会の意見を踏まえまして、一旦の形ということで条例の骨子案を取りまとめ、公表したところでございます。

今後は、この骨子案をベースに、いわゆる当事者を含む多様な市民の声を伺いながら、その検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、本日の男女共同参画審議会に加えまして、下に※印で記載の他の市の関係附属機関においてもご意見をお伺いするほか、市民、当事者から直接ご意見をいただく機会としまして、つい先日開催した市民ワークショップや、いわゆるパネル展の形でご意見を頂戴するオープンハウス、それから、パブリックコメントといった市民参加事業を順次開催していきたいと考えております。

これらの取組を通じまして、丁寧に条例の内容を固めていき、年をまたいだ令和7年2月頃には条例案として市議会に提出したいと考えております。そこで無事に可決いただければの仮定の話となりますが、令和7年4月から施行になるというスケジュールを現段階では想定しております。

資料1-1については以上です。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

本条例の骨子案につきましては、今年3月に開催したユニバーサル推進検討委員会でお示したものと同様のものになります。

まずは、資料1-2に基づきまして、骨子案作成に当たっての基本的な考え方をご説明させていただいた上で、資料1-3で条例の骨子案そのものをご説明させていただければと思っております。

資料1-2の基本的な考え方でございますけれども、これまでのご意見を踏まえ、大きく4点でまとめているところになります。

それでは、順次、ご説明したいと思います。

まず、考え方の一つ目は、多様性の尊重になります。

少し長いですがけれども、読み上げます。

「人は皆、年齢・性別・性的指向やジェンダーアイデンティティ、障がいや病気の有無・国籍・民族・言語・宗教・文化など、無数の多様な違いを抱えています。しかし、これらの違いに起因する個性や能力等に対する理解が十分ではないなどといった社会における様々な障壁により、時には差別や偏見を向けられる場合もあるなど、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々が多くいらっしゃる現状にあります。

また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化なども踏まえると、誰もが自分らしく暮らし、活躍することができるよう、こうした違いを尊重する『多様性の尊重』がこれまで以上に求められます。

なお、他者との違いを外面的なものだけではなく、価値観や考え方等の内面的なものも踏まえて捉えると、誰もが何らかの違いを有する当事者であると言え、その対象は一部の方に限られるものではありません。

そこで、本条例においては、当事者の限定化や固定化につながらないよう配慮し、『誰もが当事者である』ことを前提とした内容とすること、加えて、各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合う『共感に基づく心のバリアフリーの醸成』に寄与する内容とすることが求められます。」。

続いて、考え方の二つ目の包摂的なまちづくりです。

まず、下の※印をご覧ください。

「障がいの社会モデル」は、「障がい＝バリア」とは、個人の心身の機能の障がいと社会的障壁（物理的、制度的、文化・情報面と意識上の障壁）の相互作用によって作り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。

上の○に戻っていただき、読み上げます。

「『障がいの社会モデル』は、障がい分野に限らず、前述の多様な違いに起因する様々な社会的障壁にも当てはまる考え方です。こうした多様な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、『障がいの社会モデル』の考えを他分野にも波及させていき、様々な取組を行うことによって、当事者の生きづらさを社会全体で解決していくという包摂的なまちづくりの視点が求められます。」

続きまして、考え方の三つ目の市民・事業者との協働による共創です。

これは条例の制定目的のご説明でも触れましたけれども、「共生社会の実現に向けては、行政・市民・事業者それぞれが異なる方向性の下で取組を進めることがないよう、自らの責務や役割を相互に認識し、創造性の向上などの多様性が有する効果も踏まえながら、社会のあらゆる場面において、連携・協働の上で取組を進めていくことが求められます。」

続いて、次の裏面をご覧ください。

考え方の四つ目の未来につながる取組の推進です。

「札幌市の現在の姿は、長い時間をかけた先人たちの歩みの上に形作られたものであり、共生社会の実現に向けても、世代をまたぐ長期的かつ継続的な取組が求められます。そこで、条例の検討過程のみならず、それ以降も、多世代に向けた取組を進め、特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的に展開していく必要があります。」

札幌市は、以上の四つの考え方を踏まえながら、共生社会の実現を目指していくことにより、「誰もがつながり合う共生のまち」を実現していきたいと考えています。

続いて、資料1－3をご覧ください。

こちらは、資料1－2の考え方に基づき作成しました条例の骨子案になります。

それでは、1の前文から順次ご説明いたします。

まず、前文には、条例を制定する背景や条例の制定趣旨、それから、目指すべき社会を規定することになります。

前文については五つの要素があり、憲法を踏まえた大前提となる考え方、札幌市固有の歴史的背景、昨今の課題感、課題解決の手段、そして、条例制定の理由という五つに分けて案を作成しております。

順次読みますけれども、「誰もが、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されながら、共に生きていくことは、私たちの共通の願いである。

札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、

それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、外国の先進の英知を取り入れていくことによって、飛躍的に成長してきた。

ところが、他者の個性や能力に対する理解が十分ではないことなどの社会における様々な障壁により、生きづらさを感じる方が多くいる現状にあり、また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などにより、これまで以上に多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められる。

こうした状況を踏まえ、私たちは社会のあらゆる場面において、対話による相互理解を進めるとともに、誰もが自分らしく暮らし、活躍できる環境を整備していくことにより、共生社会の実現に向けて共に取り組んでいく必要がある。

そこで、私たちは、このような認識の下、市、市民及び事業者が一体となって、共生社会を実現し、多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちを次世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定する。」。

前文は以上でございます。

次に、2の目的です。

こちらは、条例の制定目的を規定するものでございます。

「この条例は、共生社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって共生社会の実現に向けて取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちの実現に寄与することを目的とすることとします。」と記載しております。

続いて、3の定義です。

こちらは、条例で用いる用語の意味を規定するものです。

今回、定義としましては、「共生社会」と「市民」という二つの言葉を規定したいと考えました。

まず、目指すべき共生社会ですけれども、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性が強みとなる社会」と骨子案では規定しています。

また、市民については、「市内に住所を有する者及び市内で働き、又は学ぶ者」としたいと考えております。

続きまして、4の他の条例等との関係性です。

こちらは、この条例と共生社会の実現に関する他の条例等との関係性を規定するものになります。

具体的には、「市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない」、このことを規定したいと考えています。

こちらにつきましては、次のページにイメージ図を掲載しているところでございます。

本条例は理念条例と想定しておりますけれども、関係計画や関係条例等の個別施策との関係では、施策の継続性の担保とか取組の加速化、こういった効果を持たせる位置づけに

していきたいという考えでございます。

続きまして、5の基本理念になります。

こちらは、共生社会の実現に向けた取組の土台や前提となる考え方を規定するものでございます。前回、頭出しをさせていただいた際に、皆様から、まさにここの部分の理念が大事というご意見を頂戴したところでございます。

本市といたしましては、資料1-2に記載の基本的な考え方、それから、本資料の3の定義規定を踏まえまして基本理念を定めたいというふうに考えております。

本骨子案では、三つの要素で整理したところでございます。

具体的には、1点目として、多様性の尊重の観点となりますが、「誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること。」。2点目として、包摂的なまちづくりの観点、「誰もが、互いにその違い等を理解し、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。」。そして、3点目は、市民、事業者との協働による共創の観点ということで、「市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むものであること。」の以上3点でまとめています。

続きまして、6の市の責務です。

こちらは、市役所が率先して共生社会の実現に向けた取組を進めるという姿勢を示すため、「市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないこと」を規定したいというふうに考えています。

続きまして、7の市民の役割・事業者の役割です。

まず、市民の役割です。

「市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場面において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。また、市民は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとします。」。

続きまして、事業者の役割も同じような形ですが、「事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。また、事業者は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとします。」ということで、市民と事業者につきましては、市役所と異なり、いわゆる努力規定というような形で考えています。

続きまして、3ページ目になります。

8の基本的施策です。

こちらは、共生社会の実現に向けて市が行う基本的施策を規定するものというところでございますけれども、資料1-2の基本的な考え方でも触れた障がいの社会モデルの考え方をベースにまとめたものとなります。

まず、①と②が物理的な障壁への対応になります。

誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備、②が市民または事業

者が行う①と同様の多様性に配慮した施設等の整備への支援という形になります。

これらは、公共施設等のバリアフリー化を進めることや、市民、事業者がバリアフリー化を進める際の支援を市が行うことを踏まえた規定になっています。

次に、③と④が制度・情報面での障壁への対応です。

③日常生活または社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援、④が個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供です。こちらは、生きづらさを感じる方に必要な支援を行っていくこと、それから、市の個別事業や制度に関する分かりやすい情報提供を市が行っていくことを踏まえたものになります。

次に、⑤は意識上の障壁への対応ということをイメージしております。

誰もが互いにその違い等を理解し、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等ということで、心のバリアフリーの浸透に向けた施策等を行っていくことを前提に踏まえたものになります。

最後に、①から⑤に直接的に当てはまらないものについても対応できるよう、その他という項目を規定しています。

続きまして、9の推進体制の整備及び財政上の措置ですが、こちらは市の取組として、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び実施するための市の推進体制をしっかりと整備しなさいという規定、それから、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするという規定を設けたものです。

続いて、10の（仮称）札幌市共生社会推進委員会は、共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項等について調査審議等を行うことを目的に、市の附属機関として札幌市共生社会推進委員会を置く旨を規定するものとなります。

最後の11ですが、委任・附則ということで、こちらは条例で定め切れないような細目的事項を市長に委任することということで、例えば、推進委員会のメンバーを何人にするということや、条例の効力発生日となる施行期日、こちらは先ほどご説明したとおり現時点では令和7年4月1日としたいというところを規定するものになります。

以上、長くなりましたけれども、我々としては、この条例の検討過程などを通じまして、市民、事業者に共生社会の実現に向けた理念の浸透を図っていきたいと考えています。

条例骨子案のほか、その考え方も含めて忌憚のないご意見をいただければと思います。

私からのご説明は以上となります。

○木脇会長 ただいまのご説明に関し、ご意見、ご質問、ご感想などをお持ちの方がいらしたらお願いいたします。

○谷内委員 2点ほどございます。

まず1点目は、簡単な話ですけれども、資料1-3の骨子案の3の定義のところ、共生社会、市民とあるのですが、事業者というものが市民と同じ並びになるので、事業者の定義が必要ではないかと思いました。

もう1点ですが、この骨子案の中に、「誰もが活躍できる」や「能力を発揮できる」というキーワードが幾つか出ています。

具体的に言うと、1の前文の○の四つ目の2行目、「誰もが自分らしく暮らし、活躍できる環境」と、3の定義のところ、「共生社会：差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる」、ほかにも能力というものが次のページにもあつたりするのですけれども、何かハンディキャップを持っていたりして自分の思ったように動けない、能力はあっても本来のこの理念としては、どういう人でも何らかの能力があるのだから発揮できるようにということだと思ふのですが、もし自分でハンディキャップを抱えていて自分で思うように能力を発揮できない、やりたいことができないときに、理念条例で「能力を発揮できる」という表現を見ると、自分が排除されてしまったような気持ちにならないかと感じました。

誰もが生き生きと生活できるとか、そういうような表現だったらいいかなと感じました。

○ユニバーサル推進室（松原推進担当課長） ご意見をありがとうございます。

今、2点あつたと思いますが、1点目の定義規定の事業者のところは、我々もこの骨子案をつくった3月の段階では市民しか定義していなかったのですけれども、検討委員会の場でも事業者の定義があつたほうがいいのではないかというお話をいただきました。

事業者の定義をつくっていくのであれば、一部の事業者ということにとらわれないように、広く、市民の誰もが同じような形で対象になるということが読み取れる形で規定してはどうかというご意見もいただいています、今日のご意見も踏まえてこれから検討をしていきたいと思ふます。

それから、2点目の「活躍できる」「能力を発揮できる」というところは、まさに今ご指摘いただいたようなことを我々も考えました。そこで、「自分らしく暮らせる」ということが前文の○の四つ目に明記しました。基本理念の①で、個性や能力を認められるとしたのは、働くことだけが全てではないということもありますし、「自分らしく暮らせる」というところが大事だと思つていると考えたためです。自己実現や自分らしさというキーワードも検討の中では出てきて、我々もそういうキーワードを入れたいと考えて法制部局などいろいろやり取りをしたのですが、この言葉は意味が多岐にわたるので捉えられ方が難しいので、そのままでは盛り込みづらいと判断したところです。

今はこういう形ですが、志向するところは一緒だと思ふますのでどういった言葉がいいか、引き続き検討させていただければと思ふます。

○木脇会長 ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

○竹腰委員 ちょっとそれてしまうのですけれども、前回の会議で、共生社会推進条例の制定の検討についての資料をもらったので、資料を基に30代から70代までの札幌市民の男女数十人に、母数はすごい少ないのですけれども、資料を見ていただいて、自由に意見をいただいたのですけれども、いただいた意見の中でこの会議で質問をしてほしいというご

依頼が1件と、担当部署へのご意見が2件あったので、紹介させていただきます。

質問の内容ですが、「この共生社会推進条例には、2年以下の懲役、禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料、没収、5万円以下の過料が規定される予定ですか」というものです。

「条例」となると、よく分からない私みたいな一般市民は罰則がつくのが気になるように罰則について説明者に聞いてきてくださいという質問が1件ありました。

またご意見ですけれども、「札幌市民への周知の期間が短いように思える」というのが1件目です。

2件目は、「この条例は理念法なので何をもってこの条例違反になるのかが分かりづらい、どのような行動が条例違反になるのかもっと具体的な事象を挙げて条例制定前に説明してほしい」という意見をお預かりしてきました。

○ユニバーサル推進室（松原推進担当課長） ご意見、ご質問をありがとうございます。

まず、ご質問と二つ目のご意見は関連していると思うのですが、資料1-1の右上の2の条例の制定目的等の○の四つ目に記載しているとおり、条例は規制的なものが多いというところもあると思いますが、本条例はいわゆる規制条例ではなくて理念条例とする想定です。

そういう意味では、罰金などについては現時点では考えていないという答えになります。

それに併せて、ご意見の二つ目で違反というお話がありましたけれども、規制というところが前提に立てばそういうことはあると思うのですが、いろいろな暮らしの中で生きづらさを抱えているような方々、それからそういった方々のみならず、先ほど言った誰もが当事者という中でお互いを尊重し合うというようなところを、この基本理念等を基に意見交換をしていったり対話を進めていく、そういったことのよりどころにしたいと考えています。

そういう意味では、違反というイメージではないということでご理解いただければと思います。

それから、ご意見の中で周知期間のお話をいただきました。

いわゆる規制する条例であれば周知期間を長めに取るのが一般的かと思いますが、この条例については、できた後ももちろんですけれどもできる前の今の段階から、皆さんにご意見をいただいたりしながら、札幌市の共生社会とはどういうものかというところを議論いただきたいと思います。

そのため、来年に入ってから議会に提出することをスケジュールの目標としながら、今の3月の段階で骨子案を提案させていただいているところです。

ただ、周知期間が短いというご意見であれば、この骨子案がまだ皆さんに十分リーチしていない、我々の周知がまだ足りないのかなと思っています。先ほど言ったいろいろな取組を行う中で、皆さんに議論いただけるように発信していきたいと考えているところです。

○木脇会長 ほかの委員はよろしいでしょうか。

○平井委員 共生のまちづくりということで、「誰もが支え合い」という言葉が出てきて、

とてもいいなと思います。安全とか、安心・安全、多様性を認め合うということがポイントだとは思いますが、現実としては、一部の方が攻撃されたり批判されたりということもあるので、前文等どこかに安全・安心な社会ということを入れていただけるといいなと思いました。

○ユニバーサル推進室（松原推進担当課長） ご意見をありがとうございます。

我々もそこは重要だと考えていまして、資料1-3の5の基本理念のところですけども、②は包摂性のまちづくりの規定だと先ほどご説明したのですが、ここで「社会から孤立することなく安心して生活できること」として、やっぱりここで安心して暮らせるといったところを表現していきたいと現時点では考えています。

○木脇会長 ほかにご意見、ご感想、コメントなどがおありでしたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○木脇会長 続いて、二つ目の議題に移りたいと思いますが、ここでユニバーサル推進室の方々は都合により退席されます。

次の議題は、男女共同参画課における取組などについて報告です。

今回は、男女共同参画課における取組などのうち、DV対策・困難を抱える女性支援関係、性的マイノリティ支援関係、男女がともに活躍できる環境づくり応援関係の三つのテーマについて、担当するそれぞれの係長からのご報告があるとのことでした。

ここでは、テーマごとに報告をいただき、その後に質疑応答を挟んでいきたいと思っておりますので、皆さん、ご協力のほどをお願いいたします。

最初に、DV対策・困難を抱える女性支援関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（高関調整担当係長） 調整担当係長の高関と申します。よろしく申し上げます。

私からは、DV対策及び困難を抱える女性の支援の対策ということで説明していきます。

まずは、DV対策推進関係についてご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。

重大な人権侵害である暴力は、いかなる場合にも許されるものではありません。特に、女性に対する暴力には根深い偏見等がございます。男女の社会的かつ経済的な格差が背景にあります。男女が等しく個人として尊厳を保てる社会の実現のため、暴力の根絶に向けた対策を行っております。

具体的な取組として、DV被害者相談を行っております。

札幌市のDV相談窓口への相談状況につきましては、1（1）のとおりとなっております。DV相談窓口としては、札幌市配偶者暴力相談センターと各区役所健康・子ども課にて対応しております。

1（1）の令和2年度の件数を見ていただきますと、区役所の相談が増加しております。その後の合計相談件数は、ほぼ横ばいで推移しております。また、当課では、各種証明発

行業務も行っております。

1（2）の証明発行件数も、令和2年度に大幅に件数が増加しております。これは、令和2年度に開始されました地方創生臨時交付金の開始により、加害者からの追跡を恐れて、現在居住しているところに住民票を置いていない方につきましても、DV相談証明があれば交付金の交付対象とするとしたことがきっかけとなっております。その後、交付金事業は継続しており、証明発行件数は、令和2年度以降、400件台となっております。区役所での相談も増加傾向にあります。

窓口での相談が増えるにつれ、住民票、戸籍附票の請求を制限できるDV被害者支援措置制度の認知も進みまして、これらの制度を利用する方も増加しております。1（2）の住民基本台帳の欄が支援措置の利用者件数となっております。

また、当課では、DV相談員の研修も行ってしております。昨年度開催状況は、2（1）のとおりです。昨年度、某芸能事務所内での性加害が大きな話題となっております。実際に性暴力被害者相談を行っている方に支援の現状についてご講義をいただきました。今年度は、5月17日に共同親権を可能とする民法の改正がございまして、2年以内に施行となっております。今回の改正では、婚姻関係の有無にかかわらず、子の利益のために父母が協力する責務があるとされております。

実際の窓口でもこうした知識を必要とするため、今年度も法的知識を得るためのメニューを検討しております。また、様々な悩み事に対応する相談員のメンタルヘルスのためのグループワークを伴う研修も検討しております。

次に、2（2）のデートDV防止講座についてご説明いたします。

市内の中学校、高校、高等支援学校、専門学校、大学などを対象に開催しております。昨年度は6,795人の方に受講していただいております。

若年層に対して、交際相手から束縛されたとしても、それは愛情なのかというような問題提起をしつつ、デートDVとはどのようなものが該当するのかを講義いたします。学生という若年層に、相手にしてはいけないこと、または、相手からされて我慢しなくていいことをお知らせすることで、将来交際する相手や結婚する相手に対して暴力を振るわない、暴力を振るわれても我慢しない、相談できるということを認識していただき、DVの未然防止になればと思っております。

令和6年度の今後の取組ですが、本市の高齢化に伴い、今後は高齢者のDV相談も増加傾向になると思われれます。高齢者については、結婚した当時の伝統的価値観を押しつけられ、経済力がないなどの理由で、いわゆる精神的DVを数十年にわたりずっと我慢しているという事案も見受けられます。暴力を暴力として認識していない、また、相談窓口を認知していない方も一定数おられると思われれますので、こうした高齢者を想定した啓発活動を行う予定です。地域の高齢者を支える方に対する啓発を予定し、分かりやすいパンフレットなども作成する予定です。

続きまして、資料2-2により、困難を抱える女性支援関係についてご説明いたします。

本年4月1日に困難女性支援法が施行されまして、困難を抱える女性の支援について具体的にどうしていくのかの取組を進めている状況でございます。

まずは、令和3年度から実施している困難を抱える女性に対する支援業務についてご説明いたします。

2の(1)LINE相談ということで、Women's LINEというLINE相談ですが、この実績として昨年度は553件の相談が来ております。

2の(2)イベント実施状況ですが、物資配布を伴う相談支援を4回、ワークショップに伴う相談支援を2回開催しております。かつては物資配布を伴う相談会を主に行っていましたが、この事業の趣旨としては、孤立している女性が悩み事を一人で抱え込まず、相談につなげたいというものであり、物資配布そのものを目的としたものではございません。

令和5年度は少し方法を変更し、ワークショップに来た人にもやもやすることはないかというアプローチを試み、相談につなげる支援を行いました。

3のイベント参加者の状況ですが、30代、40代が合計で53.4%と半数以上を占めております。50代、60代も増加傾向にあります。主な参加者である30代、40代の悩みのトップはお金となっております。

最後に、4の令和6年度の取組についてご説明いたします。

まず、4の(1)で市内在住女性にどのような困り事があるかの調査業務を今後行う予定です。先ほど、イベント参加者の困り事の第1位にお金とありましたが、昨今の物価高により経済的困窮を感じる方がどれぐらいいらっしゃるのか、増加傾向にある单身の方がどのような困り事を抱えていらっしゃるのか、困り事を抱えた方が相談窓口に行こうと思うのかなど、18歳以上75歳未満の女性4,000人を無作為抽出し、回答をいただこうと思っております。

札幌市の女性人口割合は他政令市に比べて一番多く、経済状況も他都市とは違いますので、この調査により札幌市独自の課題が浮かび上がってくるのではないかと考えております。

続きまして、4(2)にある困難女性支援法に定める支援調整会議を開催予定です。

この支援調整会議は3段階に分かれておりまして、各団体の代表が集まる代表者会議を9月2日に開催する予定です。各支援団体の顔つなぎ、各団体が持つ資源について共有する場としたいと考えております。

また、実務者会議については、少数かつ具体的テーマについての意見交換を行う予定です。

支援調整会議は9月2日以降のスタートとなりますが、実は5月に実務者会議と同等の内容の会議を既に開催しており、この場にいらっしゃる山口委員にもご参加いただきました。市内の女性を取り巻く状況について、時間内では終了し切れなほど活発な討議がありました。

ご参加いただいた山口委員、ありがとうございました。

実務者会議につきましては、テーマによっていろいろな方をお呼びし、あえて少人数といたしまして、皆が意見を言える、思ったことを言える場にしたいと考えております。

皆様にも今後ご協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひいたします。

次に、個別ケース検討会議ですが、主に現場で相談業務に関わる相談員が関わった事案や今後想定される事案について、その対応方法や利用できる社会資源などを検討することを考えております。

また、今まであまり交流のなかった札幌市配偶者暴力相談センターと区健康・子ども課、母子婦人相談員とともにケース検討ができれば、同じくDV相談に対応する両者の技術的な平均化も図れると考えております。

また、相談者が他の相談員にも意見を求めることができるよう、顔つなぎの機会になればと思っております。相談員自身が周りに相談できず、問題を抱え込み、孤立しないためのツールになればと思っております。

私からの説明は以上となります。

○木脇会長 ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問、ご感想などがおありの方はお願いします。山口委員、お願いします。

○山口委員 お疲れさまでございます。山口でございます。

今の説明にありましたが、私は5月の実務者会議にお声をかけていただきました。

私どもは労働組合ですので、我々の組織で行っている労働相談の中でどういう状況があるかという説明をさせていただいたところです。とりわけ、イベント参加者の中にも就労状況が書かれているところもありますが、これは本当に札幌や北海道特有なものかもしれません。全国的にも多いと思いますけれども、女性が就労する環境の中では、パートや非正規の環境はすごく多いと思っています。

やはりいろいろなアンケートの中でも困り事は何でしょうかということに対して、大きくは経済的な部分ですね。この資料にもお金について書かれております。

とりわけ私どもでは、安定した仕事ということで、一つは正規職員化やワーク・ライフ・バランスをきちっと取った職場環境をつくっていく、こういうことを含めて取組をさせていただいております。

また、今、労働相談の中で多いのは、職場も含めたハラスメントの問題について声が寄せられていて、実務者会議の中でも相談事例を共有させていただいたという取組を紹介させていただいているところです。

労働組合ですので、職場で働いている皆さんと、職場で困り事がある人たちの声を拾うという二つの観点があると思いますが、我々から情報提供をしながら、一つでもお手伝いできる環境があればと思っていますので、またご協力できればと思っています。

○木脇会長 ありがとうございます。

ほかの皆さんはいかがでしょうか。

○平井委員 2点あります。

まず、資料2-1のDVに関する状況について、年々相談は増えているところですが、日本はまだ被害者が逃げなければいけない、本当に住所を隠したりして今までの生活を捨てて逃げなければいけない状況にあり、保護命令が相談件数に対して本当に少ないのです。この保護命令も、接近禁止命令などで本当に退去命令はほぼ出ないと思います。

そういう背景があるなかで、住民基本台帳の支援措置というのは保護命令が出なかったからDVがなかったということではないのです。そこで身を守るためには支援措置を受けざるを得ないのです。支援措置については今年の1月30日に総務省の通達があったと思います。今までは住民票の閲覧制限を受けて子どもの住所が分からなくなってしまうということがあって、申請者が申請することで受けられるので、相談機関に証明書をもらってということ、警察や児相、DVセンターからですが、それで支援措置を受けているのですが、申請者の申請のみで、審査もなく支援措置が受けられるということで、民法改正に伴うのかと思いますが、不服申立てができますという説明をするようになりました。

そして、今回の民法改正の国会の審議の中でも、相談件数に対して保護命令が本当にごくごくわずかであり、99%はでっち上げなのだという質問をされた方もいて、私たちは大変ショックを受けたのですが、今後も例えば5年たっているから大丈夫ではないかとか、10年たっているのだから大丈夫ではないかということで支援措置が受けられなくなることがないようにと本当に思っております。

私も（しんぐるまざーず・ふぉーらむ北海道の）会員に聞きますけれども、日常生活で住所を記入する機会がとても多いのです。病院や美容室、クーポンなどのポイント等で、今はスマホですが、そのたびに本当にここから住所が漏れるのではないかという不安を抱えて生活している方々がとても多いので、決してそれを悪用するという扱いにしないでほしいと思っております。

2点目の困難女性を抱える方ですが、私はひとり親家庭の支援をしております。

皆さんから本当に切実な声が届いておりますが、コロナ禍よりもこの物価高騰が本当に生活に影響しているということで、特に北海道は暖房費もかかりますけれども暖房を我慢しているとか、昼食を抜いているお母さんもいます。お仕事に行っているけれども、昼食を抜いているお母さんが本当に多いのです。私どものアンケートの記述にあるのですが、そういう内容が届いております。

私は資料2-2の3にあるイベントに参加させていただいていますが、食料支援などには若い方から高齢の方まで参加されていたと思っております。

困難女性というと、どうしてもDV被害に遭ったり、性暴力の被害を受けた方や特定妊婦さん等が想定され、もちろんその支援はとても大事ですが、就職氷河期からの非正規雇用の単身の女性だったり、ひとり親が子どもが成人した後のその後だったり、40代、50代、

60代の女性の困難さというのも本当に深刻です。今回、札幌市で調査してくださるということで、札幌市独自の調査結果が出ることをとても期待しております。（困難女性に該当する方々は、）本当に厳しい状況でこの政策がすっぱり抜けていることで、また、賃貸住宅に住まわれている方もとても多いので、本当に困窮されてしまっているのですけれども、自分自身も支援を受けていいと思っておらず自分の自己責任だと思っと思っていますし、どこかに相談できると思っと思っていますので、ぜひ困難女性支援として、経済的困窮の単身の方も相談できるのだということをご啓発していただきたいと思っっています。

長くなって申し訳ありません。

○木脇会長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○谷内委員 DV対策の関係で、昨年、先ほどもお話があった芸能事務所の性暴力ということがあって、男性も性被害者になるのだということをご今はみんな当たり前と考えられるようになっていっと思っっています。DVに関しても、男性で被害に遭っされている方も非常に多くなっと思っっていますけれども、男性は声を上げにくいというごことがあると思っっています。

ですので、男性もDVの被害に遭っるところを周知する啓発活動のようなものをしていただければと思っっています。

○事務局（高関調整担当係長） 今ご意見ありました件は、資料2-1の3の広報啓発にも記載がありますが、ピラービジョンやスノービジョンでDVに関する窓口の啓発を毎年行っっております。今までは、女性が相談しやすいように女性を意識させるような紫やピンク基調の広報デザインだったのですが、去年から黄緑ベースに変えて性別を意識させないデザインに変更してあります。

実際に男性の被害相談も来てありまして、男性が相談しやすい啓発はまさに大事だと思っっています。

また、今、DVのパンフレットを製作中ですが、去年のピラービジョンやスノービジョンの絵柄を踏襲して緑色を基調としてありまして、表紙も今までは女性だけが表紙になっていたのですが、男女を一緒に載せ、（一方の性別のみが加害者や被害者だといったことを）意識させないデザインに変更してあります。

また、先ほど平井委員のお話にありまして、精神的DVも保護命令になるということですが、今のところこちらには全く来ていません。精神疾患だったら診断書を提供するという条件があるため、立件がなかなか難しいと思っっています、結果的に住民票支援措置のほうに流れていっっている現状にごございます。

また、恐怖を感じるということであれば、期間は特に限定せず、ご本人から申請があれば証明書を出している状態です。

○平井委員 谷内委員から説明があったのですが、女性、男性だけではなくて、マイノリティの方も本当に相談しにくいというごことがあると聞いていますので、札幌市の工

夫により、誰もが相談できる状況になるといいなと思います。

○木脇会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○木脇会長 感想を一つ言いますと、困難を抱える女性への支援が非常に新しく感じ、こんなにいろいろな支援が進んでいるのだということが分かり、ありがたい気持ちになりました。

それでは、次の議題に移ります。

続いて、性的マイノリティ支援関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（空橋調査担当係長） 改めまして、調査担当係長の空橋と申します。

私からは、性的マイノリティ支援関係のご説明をさせていただきます。

資料3をご覧くださいと思います。

主な事業としましては、パートナーシップ宣誓制度、電話相談事業、LGBTフレンドリー指標制度の三つの事業となります。

これらの事業の取組状況につきまして、順にご報告させていただきます。

まず、1点目のパートナーシップ宣誓制度についてですけれども、一方または双方が性的マイノリティのお二人が互いに人生のパートナーとして約束した関係であるということ宣誓する制度でございまして、平成29年6月に政令市として、また、道内自治体で初めて制度を導入しております。令和6年3月末現在で211組の方々が宣誓しております。

また、宣誓した方々の不安や負担を軽減するために、自治体間での転入転出時の手続の簡素化を図る自治体間連携についても積極的に進めており、現時点においては、同様の制度導入済みの全ての道内自治体と協定を締結しております。

さらに、性的マイノリティのカップルが利用できる行政サービスについて一覧にまとめまして、ホームページで公表するという取組も開始しているところでございます。

次に、電話相談事業についてですけれども、性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口としまして、当事者のほか、家族等の関係者にも対応する電話相談窓口「LGBTほっとライン」を開設しております。

相談件数としましては、令和5年度は199件の相談がありまして、平成29年の事業開始から令和6年3月末まで、延べ1,452件の相談を受けております。

相談受付体制についてですけれども、昨年度までは年末年始を除く毎週木曜日としておりましたが、相談員の担い手不足によって相談員の負担が増えてしまっていたということや、一日の相談受付時間のうち、実際に相談員が対応している時間は約3から4割程度であったということもありまして、相談日を減らしても相談ニーズへの対応は可能であるということから、今年度は、回数を減らし、毎月第2・第4木曜日に実施しております。

なお、現時点において、回数を減らしたことに関して、特段、混乱や反対のご意見などはいただいておりません。

続きまして、LGBTフレンドリー指標制度についてご説明いたします。

この制度は、企業におけるLGBTに関する取組を六つの指標に当てはめて、LGBTフレンドリー企業として、星一つから星三つの3段階で登録するものでございます。3年ごとに更新を必要としておりまして、登録を受けた企業には登録証を交付し、企業情報やその企業の取組内容を市の公式ホームページに掲載しておりますほか、令和5年度は地下鉄大通駅にフレンドリー企業一覧のシート広告を掲示しております。

登録件数についてですけれども、資料にお示ししている件数は、未更新の企業や廃業した件数を除いたものですが、令和6年3月現在で94の事業所にご登録いただいております。

令和5年度は、LGBT理解増進法の成立、施行による社会的関心の高まりや企業への登録勧奨を行ったことなどから、制度開始以来最も多い27件の登録となりました。

その他の取組としましては、令和5年度は市民対応や職場において必要な配慮のポイントについて、性的マイノリティ当事者を講師とした職員向け研修を、全4回、計176人に対して実施し、市民や職員の理解促進に努めております。

ほかにも、資料には記載しておりませんが、性的マイノリティの基礎知識について説明するパンフレットの作成、配布や、「みんながありのまま自分らしく輝くために～LGBTってなんだろう～」と題しまして、性的マイノリティに関する基礎知識や必要な配慮、市の取組について説明する出前講座を実施しまして、基礎知識の習得として各種団体や学校などに活用いただくなどの取組をしております。

続きまして、令和6年度の取組についてご説明いたします。

先ほどご説明した電話相談の相談状況を注視しながら、相談事業をより充実させるため、電話以外の新たな相談手法等について調査検討を行っているところでございます。

また、性的マイノリティに関する民間での理解、取組促進を図るため、LGBTフレンドリー指標制度の企業への登録勧奨につきましても、昨年度に引き続いて取り組んでいるところです。

今後につきましては、これらの事業を引き続き推進するほか、LGBT理解増進法の施行に伴う国の基本計画や計画に基づくガイドラインについて、今後示される予定となっておりますので、それらを踏まえまして事業の在り方を検討していこうと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○木脇会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからご質問、ご意見、コメントなどはありませんでしょうか。

○平井委員 電話相談を実施されているということですが、今後はLINE相談とかSNSを使っただけの相談などもご検討されているのでしょうか。

○事務局（空橋調査担当係長） おっしゃるとおり、SNS相談等も含めて、現在は民間で行っているものもありますので、そういったところの実態調査や他都市の状況等を十分調査した上で、効果的な手法を検討していきたいと考えております。

○木協会長 ほかにご意見がおありの方はいらっしゃいますか。

私から一つよろしいですか。

札幌市以外の道内のパートナーシップ制度の状況はどうなっているのでしょうか。

○事務局（空橋調査担当係長） 現在導入しているのは札幌市を含めると15市12町です。

旭川、函館、小樽、釧路、網走などは導入しておりますけれども、比較的規模の小さい自治体では、なかなか制度導入に至っていない自治体もございます。

既に制度を導入している自治体とは連携協定を結び、転出入時の手続の簡素化を図っているところでございます。

○木協会長 日本全国の多くの自治体で行われているということを目にして、先進地である札幌もこれからますます生きやすくなっていくといいなと思っております。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○木協会長 それでは、続いて、男女がともに活躍できる環境づくり応援関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（石崎推進担当係長） ご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。

男女がともに活躍できる環境づくり応援関係でございます。

この事業は、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍の推進に向け、積極的に取り組む企業を独自の基準により認証するワーク・ライフ・バランスPlus企業認証制度の運用・広報と、ジェンダー平等やダイバーシティを促進するための#SAPPORO DIVERSITY FORUMなどの普及啓発事業との2本立てになっていますが、この場では、最初に申し上げた認証制度についてご報告させていただければと思います。

資料4-2の裏面をご覧ください。

step1、step2、step3という絵が描いてありますが、企業の実績状況に応じて、step1から3という段階で、取組推進企業、行動計画策定企業、先進取組企業として認証しており、ステップアップを促していくような仕組みになっております。

この制度の広報啓発としましては、市内の企業の方、社会保険労務士の方々への訪問を民間企業に委託して行っております。

令和5年度は360社ほど訪問しております。

令和6年度は、市内の企業や社会保険労務士の方々に加えまして、いわゆる経済団体といたしますか、企業団体といたしますか、関係団体のほうにも訪問させていただくこととしておりまして、趣旨に賛同くださった団体様内部での周知、ホームページ等のご紹介をお願いしているところでございます。

ワーク・ライフ・バランスplus認証取得企業は、下のほうに認証企業のメリットと書いてございますが、札幌市からのメリット等を受けることができます。

ここ一、二年ですが、人材不足に悩んでいるという企業様からのご相談やご申請が増え

てきている状況になっております。

また、札幌市の中でも、子ども未来局の所管になるのですが、例えば、我が社初の男性育休取得者がいるのでということから、育児休業等取得助成金を使いたいというニーズも結構高く、年度平均で90件程度の利用がございます。

もう一度、資料4-1にお戻りください。

資料4-1の1では、ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の令和6年3月末現在の状況について、表のとおりまとめております。

ご覧のとおり、令和6年3月末で認証企業数が1,000社を超えたところです。

ここ数年ですが、年平均135社ペースで認証企業が増加しております。

内訳を見ますと、最初のstep1で大体5割、step2とstep3を合わせて5割という内訳になっています。

業種別で見ますと、建設業、サービス業、情報通信業、医療・福祉で約7割を占めているようなところです。

こちらの資料には載せていないのですが、認証企業のうち中小企業は84.6%、小規模企業は36.4%となっています。

この認証制度は国や道にも似たような制度がもちろんございますけれども、市内企業の99%以上は中小企業ですから、中小企業の方々にも挑戦しやすいように、ハードルを低めに設定してステップアップをしていただくことを狙っているというのが私どもの制度の一つの特徴になってございます。

続いて、資料4-1の2の令和6年度の取組についてです。

この事業は、令和5年度に女性活躍の観点から行政評価委員会の外部評価の対象となりまして、委員会からは企業認証制度の実施効果を評価・分析した上で、事業の在り方について検討を行うよう指摘を受けたところです。

現在、認証取得企業は1,030社を超えているのですが、そこに対するウェブのアンケートを行っておりまして、認証制度の効果を確認するだけでなく、認証取得企業の女性活躍の段階、課題、どういった支援を求めているのか等について把握しようとしております。

アンケートの詳細については、おつけしました資料の4-3をご覧くださいと思います。

今回、ウェブアンケートの設問を考えるに当たりましては、市役所の中の関係部署の人たちだけではなく、企業訪問を委託している民間事業者、また、長年この制度に関わってくださっている社労士の方々にもご相談しながら設定させていただいたところです。

今回のアンケートの結果を分析するほか、実際に企業で働いている方の声をお聞きするようなことも含めまして、いろいろ調査していきたいと思っています。

また、直近では、国では、育児介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正もありましたし、時限立法である女性活躍推進法も改正等がございます。

そういった国の動きも含めまして、アンケートの結果とかも含めまして、今後の事業の在り方をさらによいものにしていこうということで検討しています。

説明は以上です。

○木脇会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問、ご感想などはありませんか。

○山口委員 やはり、ワーク・ライフ・バランス plus について、認証企業が増えてきているという取組というのは、市役所の皆さんを含めて取組をいただいていることで前進に至っているのだなとすごく感じています。PRをしながら、認証企業の皆さんも広げていくと。

もう一つ、今後の課題かもしれませんけれども、いわゆる先ほどの認証制度の資料4-2の表面のところにも、いろいろな課題があるかと思います。両立の支援、とりわけワーク・ライフ・バランスという観点では、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、労働時間の部分という観点がすごくあるというふうに思っています。やっぱり、ワーク・ライフ・バランスですので、長時間労働を是正するとか、仕事と家庭の調和という観点、こういうところの実効性を高めるという取組にもつなげていくような感じが一つあっていいのかなと思っています。

これは意見です。

○事務局（石崎推進担当係長） 山口委員、いつもありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりでして、札幌市は、20代から30代後半ぐらいまでの世代の男性の長時間労働が全国よりも長いという結果が出ております。長時間労働が減らないと男性も家に戻ってこられないですし、家庭のことを回せないですし、戦力にはならないので、そういったところは考えていかなければいけないと思っております。

○木脇会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○木脇会長 議題は以上となります。

今までご発言していらっしゃらない方で、これまでの説明に関してご意見、ご質問、ご感想などがある方がいらっしゃいましたら、ぜひここでお願いいたします。

瀧澤委員、いかがですか。

○瀧澤委員 前半は割と大人の話で、後半は学校のことや性的マイノリティの話題がありまして、話を聞きながら考えていたのです。それが果たして進んでいるのかと考えたり、こんな質問を考えるのは遅れているのかなと思ったり、最後にあったワーク・ライフ・バランスplusは女性に恵まれている制度だと思いますが、実際の場面ではそうでもないといえますか、働き方改革と言われていながら、なかなかうまくいかないところも多いなと思って、なかなか話をできずにいました。ただ、自分の中ではとても勉強になっています。

○木脇会長 ありがとうございます。

いろいろな委員の立場でそれぞれの実情を伝えていただければ、私たち全員が勉強になると思っております。

ほかに、全体を通して何かありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○木脇会長 それでは、本日の議題はこれで終了となりますので、事務局から、今後のスケジュールなどの事務連絡をお願いいたします。

○事務局（青田男女共同参画課長） 次回は12月か1月頃の開催を想定しておりますが、詳細につきましては、会長ともご相談の上、事務局から改めてご連絡を差し上げたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、当課の今後の動きにつきましては、必要に応じて皆様にも情報共有させていただきたいと思っておりますので、引き続き、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○木脇会長 それでは、本日の札幌市男女共同参画審議会はこれで終了といたします。皆様、ありがとうございました。

以 上